

<対策のポイント>

食育や地産地消、和食文化の保護・継承を図るため、地域の関係者が取り組む食育の取組、地産地消コーディネーターの派遣等を支援するとともに、食育推進全国大会、地域の食文化保護・継承、和食文化の継承を推進する人材の育成、消費拡大のための国民運動の推進等を実施します。

<政策目標>

第3次食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

1. 食育の推進 1,815（1,733）百万円の内数

①食育活動の全国展開事業

食育推進全国大会・食育活動表彰及び食育に関する調査・分析等を実施します。

②地域での食育の推進

食文化の継承や農林漁業体験機会の提供等、地域で行う食育活動を支援します。

2. 国産農産物消費拡大事業 284（286）百万円

①「和食」と地域食文化継承推進事業

ア 地域の食文化の保護・継承

保護・継承の体制構築と、地域ぐるみでの郷土食の調査・記録、普及等を支援します。

イ 和食文化継承の人材育成等

地域において和食文化の普及活動等を行う中核的な人材を育成します。

②日本の食消費拡大国民運動推進事業

ア 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業

国産農林水産物の利用を推進する国民運動・表彰等の情報発信を行います。

イ 地域の食の絆強化推進運動事業

学校給食等での地産地消を進めるコーディネーターの育成・派遣を支援します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等

(1①, 2①, 2②アの事業)

定額

民間団体等

(2②の事業)

交付(定額)

都道府県

1/2以内

市町村、民間団体等

(1②の事業)

<事業イメージ>

1. 食育の推進

2. ①「和食」と地域食文化継承推進事業

2. ②日本の食消費拡大国民運動推進事業

平成30年度食育推進全国大会（大分県大分市）

郷土料理の調査・記録・発信

フード・アクション・ニッポン アワードで地域の優れた産品を表彰

農業体験や収穫物を使った調理体験

和食文化継承の中核的な人材育成

ジャパンハーベストによる国産農林水産物の魅力発信

共食の場における食育活動

和食文化の子どもたちへの普及のための実践的な研修

地産地消コーディネーターによる生産現場と学校給食側の調整

[お問い合わせ先]

(1①の事業) 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)

(上記以外の事業) 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7185)

<対策のポイント>

農山漁村の所得や雇用の増大を図るため、農林漁業者が主体となって流通・加工業者等と連携して取り組む6次産業化の事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<政策目標>

○6次産業化の市場規模の拡大（6.3兆円〔平成28年度〕→10兆円〔平成32年度まで〕）

<事業の内容>

（株）農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）を通じ、農林漁業者等が主体となって流通・加工業者等と連携する取組等に対して、資本の提供と経営支援（販路開拓支援、品質管理指導等）を一体的に実施します。

また、6次産業化に取り組む農林漁業者等の販路開拓等を支援する事業者（支援事業者）への出資など、A-FIVEの直接出資も積極的に活用し、農林漁業者による6次産業化の取組を支援します。

1. 支援対象

農林漁業者が主体となって6次産業化に取り組む以下の事業者が対象。

- ① 6次産業化事業体
 - ② 農林漁業を行う法人（農業法人等）
- ※6次産業化事業体を設立する場合は、農林漁業者の議決権がパートナー企業の議決権よりも大きいことが条件。

2. 支援条件

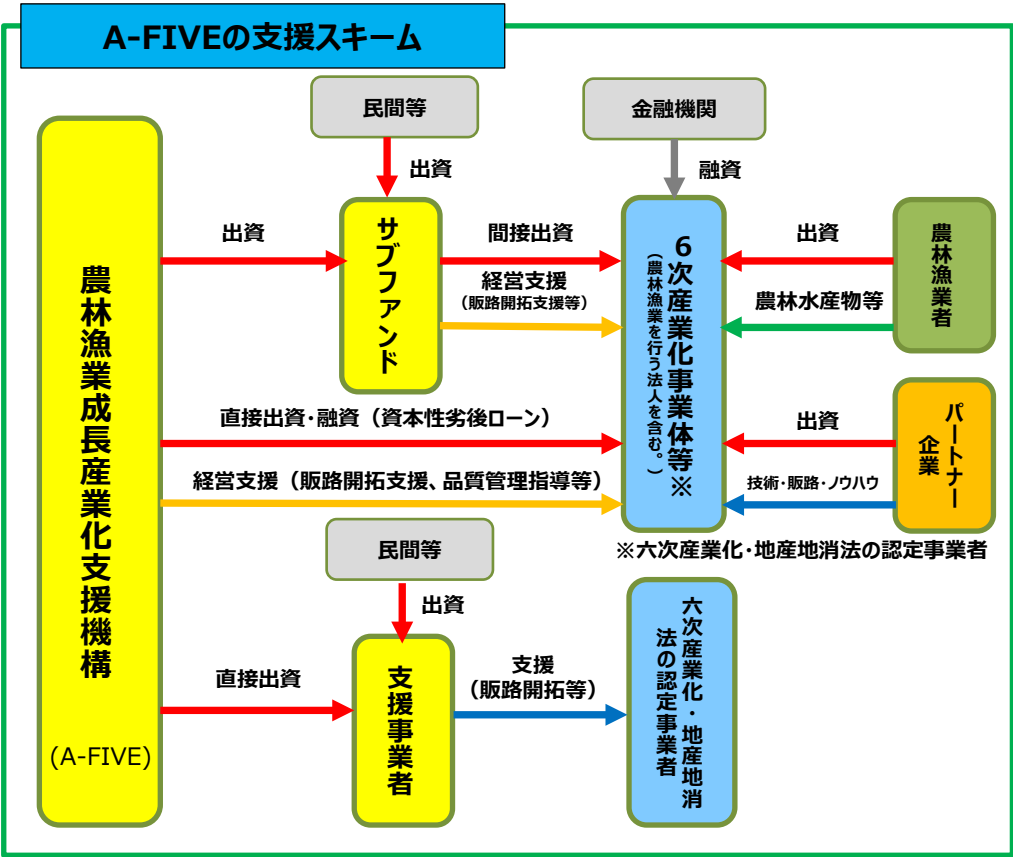
出資比率：議決権ベースで原則50%以下
投資期間：最大15年

3. 手続

- ① 6次産業化・地産地消法の認定を受けること
- ② A-FIVE等の審査をクリアすること

※上記のほか、6次産業化・地産地消法の認定事業者が行う6次産業化事業に係る支援（販路支援等）を行う事業者（支援事業者）に対する支援（出資）を実施。

<事業イメージ>



<対策のポイント>

生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発等を推進します。

<政策目標>

国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給

<事業の内容>

1. 農薬、肥料、飼料及び動物用医薬品に関する安全確保対策

- ① 農薬の再評価制度の導入に合わせて、農薬登録に関するシステム刷新や国際標準と調和した試験・評価を進めるための調査・分析等を実施します。
- ② 安全かつ低コストな肥料の供給に向けて、産業副産物等を肥料原料として利用するための有害成分等の調査等を実施します。
- ③ 飼料中の海外登録農薬の分析・試験法の開発、家畜としての馬等の飼料に関するかび毒等の基準値を設定するための試験等を実施します。
- ④ 動物用医薬品の使用基準や残留基準値設定等に必要な調査等を実施します。

2. 動物用医薬品の迅速かつ安定的な供給

- ① 新技術を活用したり、② 希少疾病用及び市場規模の小さい家畜用や
- ③ 抗菌剤の使用機会の減少に資する動物用医薬品等の開発を支援します。

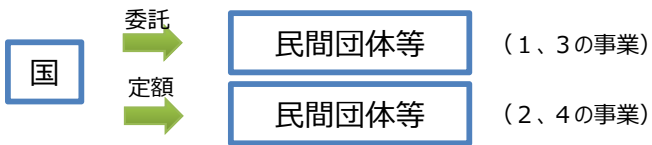
3. 安全な生産資材の供給体制の整備の一環としての薬剤耐性対策

- 畜産・水産・農業分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施します。

4. ドローンによる空中散布等に対応した農薬の登録促進

- ドローン等による空中散布や、生産量が少なく利用できる農薬に制限のある作物に使用される農薬の登録拡大に向けた試験の実施を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農 薬

- ・再評価制度の適正かつ円滑な運用に資する農薬登録情報システムの構築・・・1
- ・農薬登録における作物群の策定に向けた作物残留データの収集・・・1
- ・農薬登録されている抗菌剤の使用による薬剤耐性菌の発現状況の調査・・・3
- ・ドローン等による空中散布等に利用できる農薬の登録拡大に向けた試験の実施の支援・・・4 等

作物群（例：仁果作物群）

肥 料

- ・産業副産物等に含まれる有害成分等の含有実態の調査・・・1
- ・生産工程での有害成分の管理手法の確立・・・1
- ・堆肥中のクロピリドによる被害防止対策の確立・・・1
- ・現場で必要な情報を農業者等にも提供できるような登録情報等一元管理システムの構築・・・1 等

クロピリド含有堆肥

動物用医薬品

- ・市場規模が小さい動物用医薬品の承認申請に必要な試験などの開発費を支援・・・2
- ・家畜、養殖水産動物における薬剤耐性菌の監視・動向調査・・・3
- ・抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するための、獣医師、生産者等に対する研修・・・3 等

飼 料

- ・家畜としての馬等の飼料のかび毒等の基準値設定のための試験・・・1
- ・飼料の適正製造規範（GMP）導入推進のための実態調査、技術的支援・・・1 等

国際的な考え方に基づいて、科学的に基準値を設定

【お問い合わせ先】消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2104）
消費・安全局植物防疫課（03-3502-3382）

44 薬剤耐性対策

【平成31年度予算概算要求額 2,577（2,424）百万円の内数】

<対策のポイント>

畜産・水産・農業分野における薬剤耐性菌の監視・動向調査を強化し、抗菌剤の慎重な使用に関する研修を実施するとともに、ワクチンや代替薬等の開発等を支援します。

<政策目標>

薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに沿った取組を推進し、薬剤耐性菌の発生を抑え、国産の畜水産物に対する消費者の信頼確保に貢献

<事業の内容>

1. 監視・動向調査の強化、抗菌剤の慎重な使用に関する研修の実施 273（308）百万円の内数

①家畜、養殖水産動物及び愛玩動物における薬剤耐性菌発現の動向調査や、動物からヒトへの伝播が懸念されている薬剤耐性菌の調査・解析を実施します。
薬剤耐性の発生・伝播機序の解明等に必要な遺伝子データベースを整備します。

②畜産分野において、獣医師、生産者等に対する研修を実施します。

③農業分野において、薬剤耐性菌の発現状況等の調査を実施します。

2. ワクチンや代替薬等の開発・実用化の促進 70（78）百万円の内数

○抗菌剤の使用機会の減少に資するワクチン・抗菌剤の代替薬剤・飼料添加物の開発・実用化を支援します。

3. 養殖水産分野における指導体制の構築 2,221（2,038）百万円の内数

○養殖水産分野において、都道府県の魚類防疫員等に対する研修を支援します。

4. 電子指示書発行・活用システムの構築 13（－）百万円

○畜産農家ごとの抗菌剤の使用実態を把握するために、動物用医薬品の電子指示書発行システムの設計（要件の検討）を行います。

<事業イメージ>

1 動物・農業分野の薬剤耐性の動向調査

2 ワクチン等の疾病予防により抗菌剤の使用機会減少

3 能力向上 抗菌剤使用の指導

4 電子指示書による抗菌剤使用実態の把握

畜水産物に対する消費者の信頼確保

動物での抗菌剤の有効性確保

安全な畜水産物の安定供給

薬剤耐性菌の発生抑制

<事業の流れ>

国 委託 定額 交付(1/2以内)

民間団体等 (1の事業)

民間団体等 (2の事業)

都道府県 (3の事業)

【お問い合わせ先】 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)

消費・安全局農産安全管理課 (03-3591-6585)

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、農作物の病害虫や家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止、国産農畜水産物の安全性の向上の取組を支援します。

<政策目標>

- 農作物の病害虫や家畜・養殖水産物の伝染性疾病的発生予防・まん延防止
- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

<事業の内容>

<事業イメージ>

都道府県等が地域の実態を踏まえて具体的な目標を設定し、その目標を達成するために必要な事業を実施することを支援します。

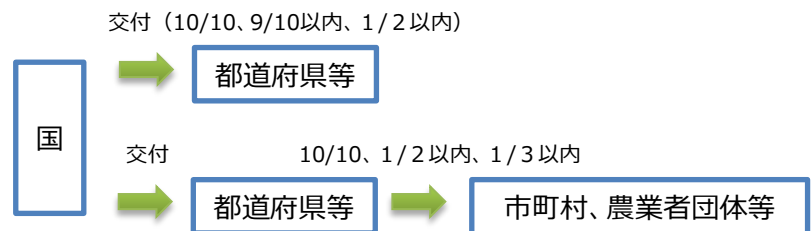
1. 病害虫・伝染性疾病的発生予防・まん延防止

- ① ジャガイモシロシストセンチュウ、プラムボックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）等の病害虫の発生地域から一定期間内に根絶を図るための防除対策等
- ② 鳥インフルエンザ、豚流行性下痢等の家畜の伝染性疾病的発生予防・まん延防止

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

有害化学物質・微生物のリスク管理措置の地域実態に即した有効性検証等

<事業の流れ>



1. 病害虫・伝染性疾病的発生予防・まん延防止

- ① ジャガイモシロシストセンチュウやプラムボックスウイルス等の病害虫の一定期間内での根絶・まん延防止

 - (ア) ジャガイモシロシストセンチュウやプラムボックスウイルス等の病害虫の一定期間内での根絶・まん延防止を図るための取組
 - (イ) ミカンコミバエ等の侵入警戒調査
 - (ウ) 重要病害虫の発生範囲の特定 等
- ② 鳥インフルエンザや豚流行性下痢等の家畜の伝染性疾病的への対応

 - (ア) 家畜保健衛生所における検査精度を担保する上で不可欠な検査機器の整備等による監視体制の整備
 - (イ) 地域における車両消毒施設の整備（ハード）、防鳥ネットの導入等による農場バイオセキュリティの向上
 - (ウ) 鳥インフルエンザ等発生時を想定した防疫演習の実施による危機管理体制の整備 等



根に付着する粒がジャガイモシロシストセンチュウ（カブ検診で検出）

プラムボックスウイルスに感染したウメの葉

ミカンコミバエ侵入警戒トラップ

車両消毒施設

鳥インフルエンザや豚流行性下痢の症状

2. 国産農畜水産物の安全性の向上

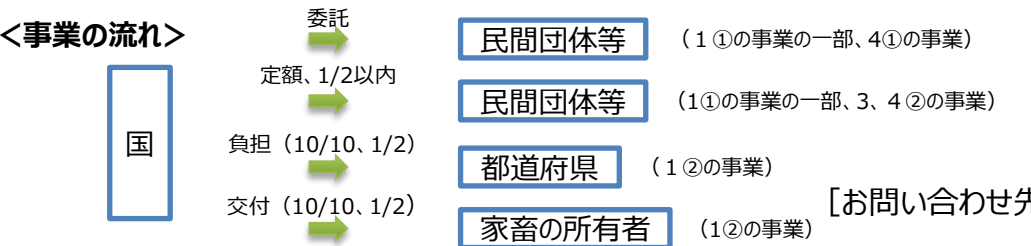
有害化学物質・微生物のリスク管理措置の地域実態に即した有効性検証、農薬の適正使用等の総合的な推進、畜水産物の安全の確保のための調査分析・機器及び体制の整備等

＜対策のポイント＞
畜産振興、畜産物の安定供給と輸出促進を図るため、高病原性鳥インフルエンザや口蹄疫等の家畜の伝染性疾病等の発生予防・まん延防止対策を徹底するとともに、**地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保**を図ります。

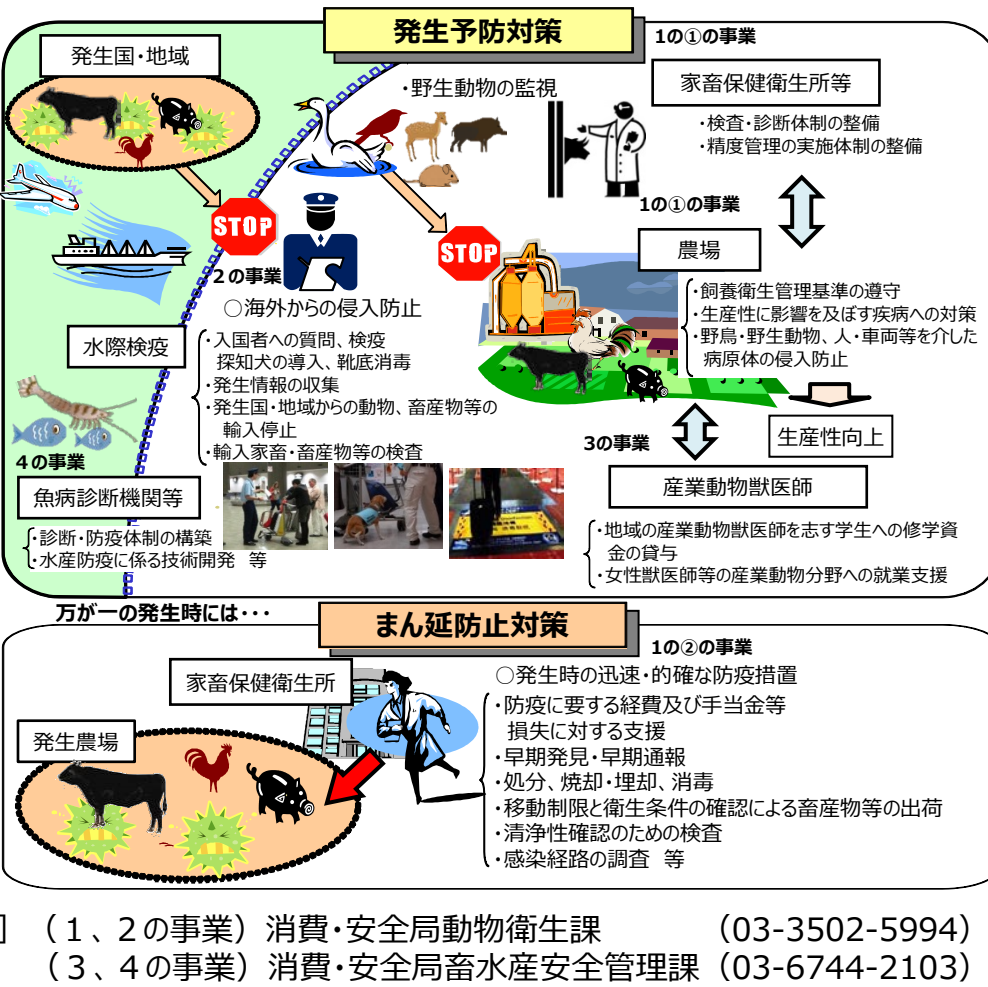
- ＜政策目標＞
- 家畜・養殖水産物の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策の徹底
 - 地域における産業動物獣医師の育成・確保

＜事業の内容＞

- 1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止 4,509（4,849）百万円**
- ①農場の生産性向上に向けて、E B L（牛の血液の病気）や牛ウイルス性下痢・粘膜病等に対する家畜衛生対策、管理獣医師による衛生管理指導の実施等を支援するとともに、**家畜保健衛生所等の精度管理体制を整備**します。
 - ②口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、**防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付**を行います。
- 2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止 474（402）百万円**
- 動物検疫所において、人や物を介した口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、**入国者への質問や携帯品の消毒の実施、検疫探知犬の増頭、靴底消毒の継続的な実施等**、水際での防疫措置の徹底を図ります。
- 3. 産業動物獣医師の育成・確保 249（189）百万円**
- 産業動物獣医師への就業を志す獣医大学への**地域枠入学者・獣医学生に対する修学資金の貸与**、**獣医学生の臨床実習と獣医師の技術向上のための臨床研修、女性獣医師等の産業動物分野への就業支援**、**産業動物診療効率化のための情報通信機器を用いた診療の試行的な導入等**を実施します。
- 4. 水産防疫体制の充実・強化 107（63）百万円**
- ①防疫対策の強化を図るための科学的データを収集するとともに、**診断・予防・まん延防止等に係る技術開発、魚病診断機関における診断体制の構築等**を行います。
 - ②**モデル地域における関係者が一体となって行う防疫体制整備**の取組を支援します。



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

適正な産地表示等を確保するため、**食品の科学的分析による原産地判別等を強化**し、効果的・効率的な監視を実施します。また、**加工食品の原料原産地表示制度の円滑な導入**に向け、セミナーを開催するとともに、食品トレーサビリティの推進方策を検討し、併せて普及啓発を行います。

<政策目標>

- 食品表示の遵守状況の確実な改善とDNA鑑定による**牛肉の個体識別情報の正確な伝達**の確保
（食品表示の不適正率1.0%以下〔平成32年度まで〕）
- 加工食品の**原料原産地表示の適正な実施**と**食品トレーサビリティの取組率**の向上
（流通加工業者における入荷品と出荷品の相互関係を明らかにする記録の保存の取組率50%〔平成31年度まで〕）

<事業の内容>

1. 産地表示適正化推進事業 40（35）百万円

- ①産地表示適正化対策事業
 - ・不適正な原産地が表示されているおそれのある商品や品目に対する取締りを強化するため、**高い精度で原産地判別のための科学的分析**を実施します。
- ②食品表示・トレーサビリティ推進事業
 - ア 中小規模の食品事業者が取り組みやすい加工食品の原料原産地表示のマニュアルを活用した**セミナーを開催**します。
 - イ 食品事業者や学識経験者等有識者をメンバーとした検討会において、フードチェーンを通じた**食品トレーサビリティの推進方策**を検討し、併せて普及啓発を実施します。

2. 牛肉トレーサビリティ業務事業 230（233）百万円

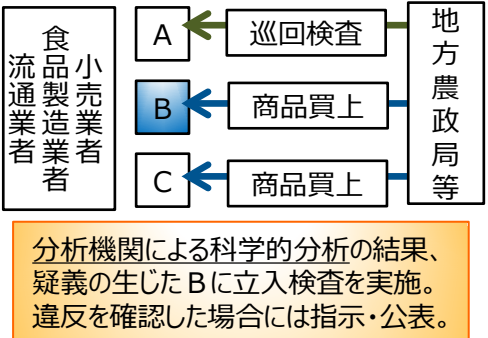
- 国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性を**DNA分析により鑑定**します。

<事業の流れ>

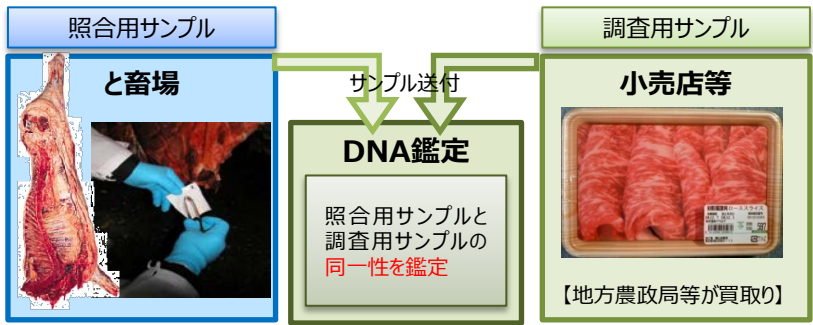


<事業イメージ>

1. 産地表示適正化推進事業



2. 牛肉トレーサビリティ業務事業



加工食品の原料原産地の表示例

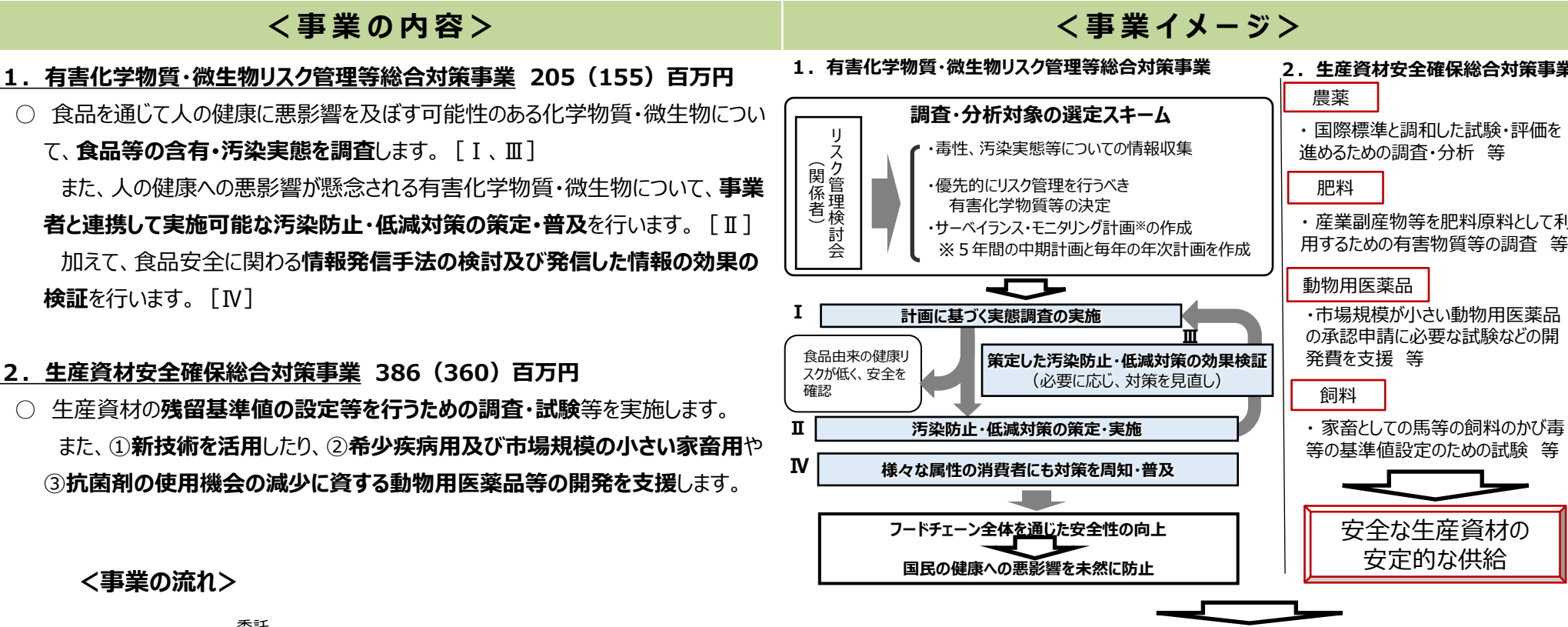
<対策のポイント>

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査や事業者と連携した低減技術の効果検証、②生産資材の安全確保に向けた科学データの収集分析、リスク管理措置の基礎となる試験法の開発等を推進します。

<政策目標>

○特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制

○国際的な標準に整合した制度の下、最新の科学的な知見に基づき、生産資材の安全と品質を確保し、安定的に供給



＜対策のポイント＞

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、**地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動**を支援します。

＜政策目標＞

地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動による農業・農村の多面的機能の維持・発揮に向けた取組の着実な推進

＜事業の全体像＞

- 農業・農村は、国土保全等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている**多面的機能の発揮に支障**が生じつつあります。また、地域の共同活動の困難化に伴い、**担い手への水路、農道等の地域資源の維持管理の負担が増大し、担い手による規模拡大が阻害されることが懸念**される状況にあります。
- このため、「**農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律**」に基づき、農業・農村の**多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等**に対して支援を行い、**多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押し**していく必要があります。

多面的機能支払 49,000（48,401）百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、規模拡大を後押し

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の作成 等



資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等



※ 金額は、H31年度概算要求額（括弧内は、H30年度予算額）

中山間地域等直接支払 26,610（26,340）百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援



中山間地域
（山口県長門市）

環境保全型農業直接支払 2,680（2,450）百万円

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援



有機農業



カバークロップ



堆肥の施用

<対策のポイント>
地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<政策目標>
農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率を4割以上に向上〔平成32年度まで〕
農地・農業用水等の保安全管理に係る地域の共同活動により広域的に保安全管理される農地面積の割合を5割以上に向上〔平成32年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 多面的機能支払交付金 47,300（46,801）百万円

- ① 農地維持支払
- 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援**します。
- ② 資源向上支払
- 地域住民を含む組織が取り組む**水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成など農村環境の良好な保全をはじめとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援**します。

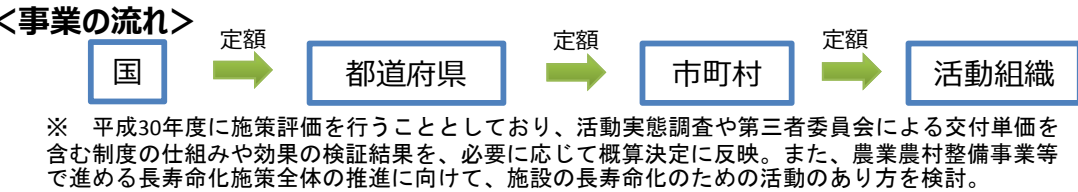
(交付単価)

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※2	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)※1	③資源向上支払 (長寿命化)※2
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔農地・水保安全管理支払を含め5年以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕
※1：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む地域は、②に75%単価を適用

2. 多面的機能支払推進交付金 1,700（1,600）百万円

- 都道府県、市町村及び推進組織による事業の推進を支援します。
- 事務の簡素化を図るため、事務支援システムの普及・推進を支援します。



○ 農地維持支払

【対象者】
農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など**地域資源の基礎的保全活動**
・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保安全管理に関する構想の策定 等



○ 資源向上支払

【対象者】
農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】
・地域資源の質的向上を図る共同活動（水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動 等）
・施設の長寿命化のための活動 等



小規模集落支援

既存活動組織が、地域資源の保安全管理が困難な小規模集落を取り込み、集落間連携により保安全管理を行う取組を支援

農地維持支払に対する加算単価（円/10a）

	都府県	北海道
田	1,000	700
畑	600	300
草地	80	40

新たな活動組織

既存活動組織

+

小規模集落
(本制度未取組)



基本単価 基本単価+加算

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課（03-6744-2197）

<対策のポイント>
高齢化や人口減少が著しい中山間地域等において、農業生産活動が継続的に行われるよう、集落の活動体制の維持・強化を推進しつつ、引き続き第4期対策（平成27～31年度）を実施します。

<政策目標>
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地8.0万haの減少を防止〔平成27年度～31年度まで〕

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 26,010（25,890）百万円
- 中山間地域等の農業生産活動を継続できるよう、新たな人材の確保や集落間で連携した活動体制づくりを後押ししつつ、とりわけ条件の厳しい超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動への支援を強化します。
 - 担い手を支える地域の体制を強化するため、モデル地区における試行的な加算措置及び個人受給額の上限緩和（250万円→500万円）を実施します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500

田：急傾斜
(傾斜：1/20)

21,000円/10a

畑：急傾斜
(傾斜：15度)

11,500円/10a

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 600（450）百万円
- 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進体制を強化します。



中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援

【対象地域】 中山間地域等（地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】 集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の防止、鳥獣害対策等）

② 体制整備のための前向きな取組（生産性向上の取組、女性・若者等の参画、持続可能な生産体制の構築）

【加算措置】

<集落連携・機能維持加算、超急傾斜農地保全管理加算>

項目		10a当たり単価
集落連携・機能維持加算	①広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	地目にかかわらず3,000円
	②小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援	田：4,500円 畑：1,800円
超急傾斜農地保全管理加算	超急傾斜農地（田：1/10～、畑：20度～）の保全や有効活用を支援	田・畑：6,000円

<地域営農体制緊急支援試行加算> ※試行加算はモデル地区において国費定額で実施

項目		10a当たり単価
人材活用体制整備型	新たな人材の確保・活用を進めるための取組や体制整備、それらを通じて担い手が営農に専念できる環境整備等を支援	地目にかかわらず3,000円
集落機能強化型	主として営農を実施してきた集落が、地域の公的な役割も担う団体（地域運営組織等）を設立するなど、集落機能を強化する取組を支援	地目にかかわらず3,000円
スマート農業推進型	省力化技術を導入した営農活動や農地、施設の管理等、少人数で効率的に営農を継続できる環境整備を支援	地目にかかわらず6,000円

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

<対策のポイント>
農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動を支援**します。

<政策目標>
○土壌炭素貯留量の増加への貢献
○市町村における有機農業の推進体制の整備率の向上（50%〔平成31年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,562（2,360）百万円

【対象者】 農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

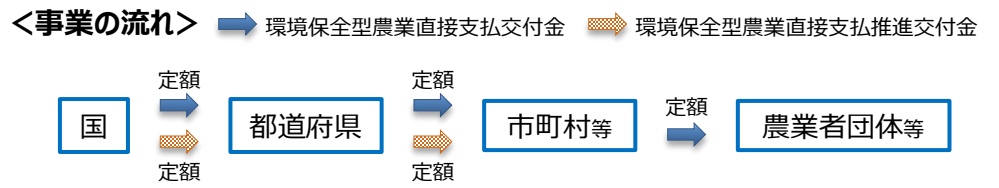
【支援の対象となる農業者の要件】
▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
▶ 国際水準GAPを実施していること
※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと

【支援対象活動】
化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う
地球温暖化防止や生物多様性に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 117（90）百万円

【対象者】 地方公共団体等

【支援内容】
都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援



支援対象となる取組

▶ 全国共通取組

カバークロップ

堆肥の施用

有機農業

5割低減の取組の前後のいずれかにカバークロップの作付けや堆肥を施用する取組

化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

交付単価

	対象取組	交付単価※
全国共通取組	カバークロップ （うち、ヒエを使用する場合）	8,000円/10a （7,000円/10a）
	堆肥の施用	4,400円/10a
	有機農業 （うち、そば等雑穀、飼料作物）	8,000円/10a （3,000円/10a）

地域特認取組 ※ 取組内容や交付単価は、都道府県により異なります

※ 本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課（03-6744-0499）

<対策のポイント>
傾斜地等の条件不利性ととも鳥獣被害の増加、人口減少・高齢化・担い手不足など、厳しい状況に置かれている中山間地において、清らかな水、冷涼な気候、棚田の景観等の中山間地の特色をいかした多様な取組に対し、各種支援事業における優先枠の設定や制度の拡充等により後押しすることで、中山間地農業を元気にします。

<政策目標>
地域の特色をいかした農業の展開、都市農村交流や農村への移住・定住を促進するとともに、地域コミュニティによる農地等の地域資源を維持・継承

<事業の内容>

中山間地農業ルネッサンス事業の取組に係る国の指針に即して、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画を都道府県が策定し、この計画に基づき支援事業の優先採択等を行います。

1. 中山間地農業ルネッサンス推進事業

- 地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援に加え、中山間地における高収益作物への転換や棚田における保全体制の強化等を支援します。

2. 多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援

- 中山間地における農地集積、高収益作物の導入や加工・販売など、経営規模の大小にかかわらず意欲ある農業者の取組を支援します。また、観光、福祉、教育等と連携した都市農村交流や農村への移住・定住に向けた取組を推進します。

3. 地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承

- 農地・水路等の維持管理を行う共同活動を支援する多面的機能支払交付金等による取組を推進し、兼業農家も含めた小規模な農業者も地域の重要な一員として支援します。

<事業の流れ（推進事業）※>

国

都道府県

市町村

※ 支援事業の流れは事業ごとに異なる

<事業イメージ>

中山間地農業ルネッサンス推進事業【3億円】

- 営農・販売戦略の策定や人材育成を含む体制整備等、地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組を支援
- 中山間地における様々な課題に対応したモデル支援を実施

多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現に向けた支援 優先枠287億円

地域の特色をいかした農業の展開 都市農村交流や農村への移住・定住

国の支援事業

事業毎の優遇措置

- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金
- 農業農村整備関係事業
- 農業経営法人化支援総合事業のうち農業経営法人化支援事業
- 食料産業・6次産業化交付金のうち加工・直売施設整備、バイオマス利活用施設整備
- 農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策等）

連携事業 農山漁村振興交付金（山村活性化対策）

地域を下支え

地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承 優先枠210億円

国の支援事業

事業毎の優遇措置

- 多面的機能支払交付金
- 環境保全型農業直接支払交付金
- 鳥獣被害防止総合対策交付金のうち整備事業
- 畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源利用拡大対策事業（肉用牛・酪農基盤強化対策（放牧活用型））
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金

連携事業 中山間地域等直接支払交付金

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3502-6286）

＜対策のポイント＞
「農泊」を持続的なビジネスとして実施できる地域を創出し、都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進することで農山漁村の所得向上と地域の活性化を図るため、ソフト・ハード対策を一体的に支援するとともに、効果的な国内外へのプロモーション等を実施します。

＜政策目標＞
「農泊」をビジネスとして実施できる体制を持った地域の創出（500地域〔平成32年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農泊推進事業
- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**農泊ビジネスの体制構築**や地域資源を活用した魅力ある**観光コンテンツの磨き上げ**、及び**専門人材の確保等**を支援
 - 増大するインバウンド需要に対応するための**受入環境の整備**や訪日外国人が**食・収穫体験**で用いられた農産物等を手軽に持ち帰ることができる**仕組みの構築**等に取り組む農泊地域に対し**重点的に支援**（1地域300万円を上限に追加支援）
2. 施設整備事業
- **古民家等**を活用した滞在施設や**農林漁業・農山漁村体験施設**、活性化計画に基づき**農泊に取り組む地域への集客力を高めるための農産物販売施設**など、農泊を推進するために必要となる**施設の整備**を支援
 - 増大するインバウンド需要を含む国内外の旅行者を確実に受け入れられる**収容能力の確保**のため、地域の農泊の取組に参画する**市町村所有の廃校等を有効活用**する大規模な**施設整備**への支援を充実

3. 広域ネットワーク推進事業
- 全国で農泊に取り組む地域が効率的かつ効果的に事業を推進できる環境を整備するため、**デジタルマーケティング手法等**を活用した**国内外へのプロモーション**、**他分野との連携**等の取組を支援



【1について】

- **事業実施主体** 地域協議会等
- **事業期間** 2年間等
- **交付率** 定額

地域資源を活用した体験メニューの開発

地域の食材を活用したメニュー作り

【2について】

- **事業実施主体** 市町村、地域協議会の中核となる法人等
- **事業期間** 2年間 ○ **交付率** 1／2（上限2,500万円等）

（活性化計画に基づく事業）

- **事業実施主体** 都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- **事業期間** 原則3年間 ○ **交付率** 1／2等

古民家を活用した滞在施設

農産物販売施設

廃校を改修した大規模滞在施設

【3について】

- **事業実施主体** 民間企業、都道府県 等
- **事業期間** 1年間
- **交付率** 定額

地域紹介サイト

ユーザーの関心購買動向等

PR効果の測定
分析結果を活用したPR
情報の分析

デジタルマーケティング手法を活用したプロモーション

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

＜政策目標＞

都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人〔平成32年度まで〕）、農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない〔平成37年度〕）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じて都市と農山漁村の「交流」や「定住」を促進するため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための地域の活動計画づくりや都市農業の多様な機能の発揮、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組などを支援します。

- （1）地域活性化対策 （2）都市農業機能発揮対策
- （3）スマート定住条件強化緊急対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流を促進するため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

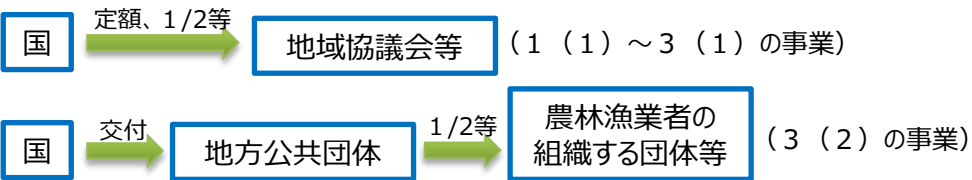
- （1）農泊推進対策 （2）農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。

- （1）山村活性化対策 （2）農山漁村活性化整備対策

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

普及啓発	地域活性化対策 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、及び優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。 ブランド化に向けた専門家からの助言	都市農業機能発揮対策 農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組等を支援します。 マルシェの開催
	スマート定住条件強化緊急対策 農業の発展の素地がある一方で、定住条件が不十分な地域において、ICTを最大限活用したモデル構想の策定や試行となる取組を支援します。 タブレットを活用した講習会	
交流	農泊推進対策 「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援します。 インバウンド受入体制の整備	農福連携対策 福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組を支援します。 サポーターによる障害者への技術指導
	山村活性化対策 地場の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。 地域産品の加工・商品化	農山漁村活性化整備対策 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。 農産物直売施設
定住促進		

【お問い合わせ先】

（1の事業）	農村振興局農村計画課	（03-6744-2203）
（2の事業）	農村振興局都市農村交流課	（03-3502-5946）
（3の事業）	農村振興局地域整備課	（03-3501-0814）

53 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【平成31年度予算概算要求額 12,391 (10,516) 百万円】

＜対策のポイント＞

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、**地域関係者が一体となった被害対策の取組**や、**ジビエ利用拡大に向けた取組**を支援するとともに、シカによる森林被害が深刻な地域等において、広域かつ計画的な捕獲等のモデル的な実施や捕獲手法の普及等を行います。

＜政策目標＞

- 鳥獣被害対策実施隊の設置数を1,200に増加 [平成32年度まで]
- シカ、イノシシを約70万頭捕獲 [平成31年度]
- ジビエ利用量を倍増 [平成31年度まで]

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 12,217(10,350)百万円

市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組を総合的に支援します。

(ハード対策) 侵入防止柵、処理加工施設、焼却施設、捕獲技術高度化施設、衛生管理高度化設備、搬入促進施設 (例:ジビエカージュニア) の整備 等※1

(ソフト対策)

- ・鳥獣被害対策実施隊、民間団体等による地域ぐるみの被害防止活動※2
- ・ICT等の新技術実装による「スマート捕獲」の取組
- ・都道府県が実施する広域捕獲活動、新技術実証活動、人材育成活動等の取組※3
- ・捕獲活動経費の直接支援
- ・鳥獣被害対策の地域リーダーや対策の中核となるコーディネーター育成等の研修
- ・国産ジビエ認証取得等に向けた支援等、**モデル地区の取組の横展開**
- ・全国的な需要拡大のため、プロモーション等への取組を支援 等

※1侵入防止柵を自力施工する場合、資材購入費相当分を定額支援。条件不利地は55/100以内、沖縄は2/3以内。
※2実施隊、民間団体、新規地区が取り組む場合、定額支援 (市町村当たり200万円以内等)。
※3都道府県当たり2,300万円以内を定額支援。

＜事業イメージ＞

総合的な鳥獣被害対策

被害防止柵の設置 捕獲技術高度化施設の整備 捕獲機材の導入 捕獲活動経費の直接支援※4

※4シカ、イノシシの成獣について、9～7千円/頭以内をジビエの処理加工施設や焼却施設等への運搬等の実態に即して交付する仕組みの導入

「スマート捕獲」の推進

ICTを活用した罠等の実装を通じて、「スマート捕獲」を実現

スマートフォンによるICT罠の遠隔操作

捕獲の効率化・合理化

「モデル地区の取組の横展開」

＜例:ジビエカージュニア＞

- 保冷搬出により肉の劣化を防止。より広域から搬入可能となる。
- 国産ジビエ認証に必要な知識等の習得等による衛生管理の向上
- 衛生管理高度化設備支援
- 処理加工施設の国産ジビエ認証取得促進

ジビエ利用率の向上、搬入・処理頭数の増大

＜事業の流れ＞

(1の事業)

国 → 都道府県 (定額) → 民間団体等 (定額) → 地域協議会、民間団体等 (1/2以内等)

※ハード事業は協議会の構成員も可

(2の事業)

国 → 都道府県等 (定額) → 民間団体等 (委託)

※一部は国有林による直轄事業

〔モデル的な捕獲等の実施〕

罠による捕獲 銃による誘引捕獲 GPSによる行動追跡

〔捕獲手法の普及〕

広域計画策定演習

【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
(2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

<対策のポイント>

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、**降灰被害に対応するための施設整備等**を緊急的・集中的に実施します。

<政策目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha（うち農地面積 約28万ha）〔平成32年度まで〕

<事業の内容>

活動火山対策特別措置法に基づき都道府県知事が作成する防災営農施設整備計画の対象地域において、降灰による被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備や関連して行う基盤整備等を支援します。

1. 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施

2. 1. に関連する整備等を一体的に実施

<事業の流れ>

1/2以内

国

都道府県

市町村

農業協同組合、農業生産法人等

1/2以内

都道府県

市町村

<事業イメージ>

火山の噴火



農作物への降灰
(茶、露地野菜等)



<事業の実施>

【1. 施設整備等】

露地野菜洗浄用機械（乗用型）

茶葉洗浄用機械（乗用型）

・乗用型洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、収量及び商品性の低下を防止します

据置型洗浄用機械

・工場の据置型の洗浄用機械施設により、農作物に付着した火山灰を洗浄し、商品性の低下を防止します

【2. 関連整備等】

洗浄用水供給施設

・農作物の洗浄のための用水を供給する施設により、洗浄効果を高め、収量及び商品性の低下を防止します

洗浄された農作物



茶

キャベツ

エンドウマメ

<対策のポイント>

太陽光発電を始めとした再生可能エネルギー事業によるメリットを地域の農林漁業の発展に活用する取組や地域のバイオマスを活用した産業化等に必要な施設整備等を支援します。

<政策目標>

○ バイオマス産業都市における新産業を400億円規模まで拡大〔平成37年まで〕

○ 再生可能エネルギーを活用して地域の農林漁業の発展を図る取組を行う地区の再生可能エネルギー電気・熱に係る経済規模を600億円に拡大〔平成35年度まで〕

<事業の内容>

1. 地域資源活用展開支援事業（持続可能な循環資源活用総合対策で実施）

○ 市町村や農林漁業者の組織する団体等が地域循環資源を活用し、農山漁村の持続可能な発展を目指す取組について、事業計画策定のサポートや関連事業者とのマッチング、個別相談、全国的な取組・普及活動を支援します。

2. 食料産業・6次産業化交付金

① バイオマス利活用の推進

○ バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な調査・設計等を支援します。

② バイオマス利活用施設整備

ア 地域波及モデル施設整備支援

○ バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な地域波及モデルとなる施設整備を支援します。

イ 新たな実用化技術を活用した施設整備支援

○ バイオマス産業都市選定地域におけるプロジェクトの実現に必要な新たな技術を活用する施設整備を支援します。

③ 営農型太陽光発電の高収益農業の実証（継続実施分のみ）

○ 太陽電池（ソーラーパネル）下部の農地においても、高い収益性が確保できる営農方法を確立し、その普及を目指すために、実証試験等の取組を支援します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体

（1の事業）

交付（定額）

都道府県

1/2以内、1/3以内

農林漁業者の組織する団体等

（2の事業）

<事業イメージ>

➤ バイオマス利活用の推進及びバイオマス利活用施設整備

バイオマス産業都市：原料収集から製造・利用まで、経済性が確保された一貫システムを構築し、地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりを目指す地域。

林業地域

農業地域

畜産・酪農地域

農村部・都市部

漁業地域

（バイオマス産業都市のイメージ）

地方公共団体等

バイオマス産業を軸としたまち・むらづくり

※ 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用する場合、売電するための発電設備に係る経費は支援対象外

➤ 営農型太陽光発電の高収益農業の実証

栽培方法等の確立

営農型太陽光発電条件下の栽培方法等を検討・実証

生産物の収量・品質確保

農業者の所得向上

地域の活性化

広報・普及

コンソーシアム

・栽培方法

・機械の効率的利用

・施設強度 等

【お問い合わせ先】 食料産業局バイオマス循環資源課（03-6738-6479）

56 林業成長産業化総合対策

【平成31年度予算概算要求額 18,572（15,470）百万円】

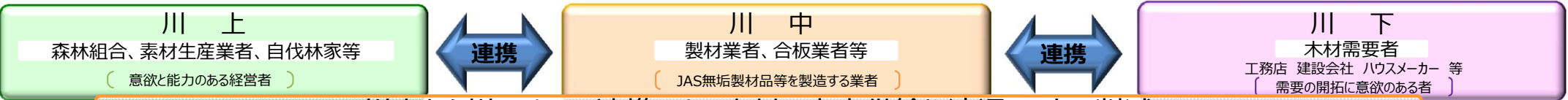
＜対策のポイント＞

新たな森林管理システムの下で森林の経営管理を担う**意欲と能力のある経営者の育成**や経営の集積・集約化を進める地域への**路網整備・高性能林業機械の導入**、川上から川下までを結ぶ**サプライチェーンの構築**による流通コストの削減、**CLT等の利用促進**など**木材需要の拡大等の取組**を総合的に支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³〔平成28年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の全体像＞



川上・川下連携による成長産業化支援対策【3,134百万円】

- スマート林業構築推進事業
 - ・ICTの活用支援（需給マッチング、路網整備の効率化のための人材育成等）（民国連携）
 - ・「緑の雇用」による施業現場の管理者の育成や労働安全対策
- 木材生産高度技術者育成対策
現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策
- 木材産業・木造建築活性化対策
 - ・新たな需要につながる非住宅分野を中心としたJAS無垢材、CLT等の利用促進
 - ・高付加価値製品による海外需要の開拓
 - ・C N Fなどのマテリアル開発支援等
- 木材需要の創出・輸出力強化対策

林業・木材産業成長産業化促進対策【14,734百万円】

（持続的林業確立対策）
〔意欲と能力のある経営者に森林の経営管理の集積・集約化が見込まれる地域に対し重点的に支援〕

- 路網整備 （民国連携）
 - ・木材の搬出コストを低減するための基盤整備
- 高性能林業機械導入（購入、リース）
- 搬出間伐の推進
- 資源高度利用型施業
 - ・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
 - ・早生樹のモデル的な造林
- コンテナ苗生産基盤施設等整備
 - ・造林のコスト削減に資するコンテナ苗の安定供給

（木材産業等競争力強化対策）
〔意欲と能力のある経営者との連携を前提に支援〕

- 木材加工流通施設等の整備
 - ・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
- 木造公共建築物等の整備
 - ・CLTの活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援
- 木質バイオマス利用促進施設の整備
 - ・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
- 特用林産振興施設の整備
 - ・地域経済で重要な役割を果たすこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業 （民国連携）
・森林経営管理システムを活用して先進的に取り組む地域をモデルとしてソフト支援

林業・木材産業金融対策【704百万円】

・木材を低コストで安定供給する体制を整備するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資を充実

<対策のポイント>

意欲と能力のある経営者を育成し、木材生産を通じた持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、資源の高度利用を図る施策、路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³〔平成28年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

<事業の内容>

1. 持続的林業確立対策

○ 意欲と能力のある経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化、路網整備、高性能林業機械等の導入、間伐材生産、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、早生樹導入、コンテナ苗生産基盤施設等の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。

2. 木材産業等競争力強化対策

○ 木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある経営者との連携を前提に行う木材加工流通施設、木造公共建築物、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設の整備を支援します。

3. 林業成長産業化地域創出モデル事業

○ 森林資源の利活用により地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

※ 1 及び 2 の事業において、スマート林業構築実践事業及びSCM推進フォーラムと連携した取組を優先。

<事業の流れ>

交付
(定額 (1/2、1/3以内等))

交付
(定額 (1/2、1/3以内等))

国

都道府県

事業実施主体

民間団体等

委託

※ このほか国有林による直轄事業を実施

<事業イメージ>

事業構想（都道府県が作成する5年間の取組方針）

川上

川中

川下

森林組合、素材生産業者、自伐林家等
(意欲と能力のある経営者)

製材業者、合板業者等

木材需要者

連携

連携

川上から川下までの連携により木材の安定供給や流通コストの削減を図り、生産流通構造改革を推進

持続的林業確立対策

木材産業等競争力強化対策

路網整備
高性能林業機械導入（購入、リース）
搬出間伐の推進
資源高度利用型施策
・主伐時の全木集材、それと一貫して行う再造林の実施
・早生樹のモデル的な造林
コンテナ苗生産基盤施設等整備
意欲と能力のある経営者の育成
・出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化
森林整備地域活動支援対策等
・施策の集約化に向けた境界の明確化
・山村地域活性化の担い手となる自伐林家等への支援
林業成長産業化地域保全対策事業
・山村地域の防災・減災対策
・森林資源保全対策
(鳥獣害、病虫害対策等)

木材加工流通施設等の整備
・需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制を構築
木造公共建築物等の整備
・C L T の活用など木材利用のモデル性が高い施設の木造化・木質化を重点的に支援
木質バイオマス利用促進施設の整備
・地域連携の下で熱利用又は熱電併給に取り組む「地域内エコシステム」を重点的に支援
特用林産振興施設の整備
・地域経済で重要な役割を果たすこのほだ場など特用林産物の生産基盤等の整備を支援

林業成長産業化地域創出モデル事業

路網整備

間伐材生産、高性能林業機械導入

木材加工流通施設整備

木造公共建築物整備

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

＜対策のポイント＞

森林施業の効率化・省力化や需要に応じた高度な木材生産等を可能にする「スマート林業」を実現するため、ICT等の活用による先進的な取組や、その普及展開を推進します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³〔平成28年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

1. スマート林業構築実践事業

① スマート林業実践対策

スマート林業の実現に向け、都道府県や市町村、林業事業体等で構成する地域協議会が行うICT等の先端技術を現場レベルで活用する実践的取組を支援します。

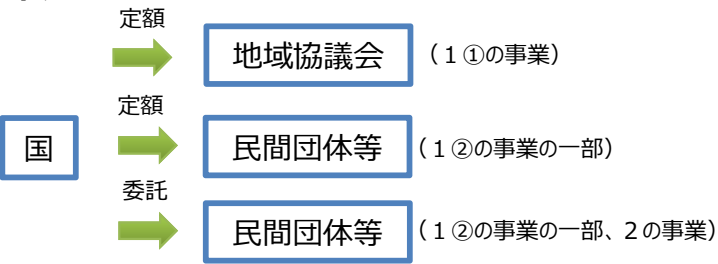
② 森林作業システム高度化対策

- 素材生産や木質バイオマスの収集・運搬、再造林作業を高効率化するICT等を活用した林業機械の開発・改良等を推進する取組を支援します。
- 林業機械から取得される計測データの効果的な活用方策の検討や取得したデータ精度の一般化に向けた分析調査を新たに実施します。

2. スマート林業構築普及展開事業

- 先端技術に関する専門的知識の提供、業務の効率化に対する指導・助言を通じた実践的取組のサポート、国有林における先端技術を一体的に活用した木材生産の実証等を行うとともに、これらの取組成果を全国へ普及展開します。あわせて、国有林の森林資源情報等関連データを整備し、オープン化に向けた検討を行います。

＜事業の流れ＞



※2の一部は国有林による直轄事業として実施

＜事業イメージ＞

【スマート林業実践対策】

- 航空レーザ計測等のリモートセンシング技術を活用した高精度な森林情報の把握やクラウド技術等による情報の共有化の取組をベースに、川上から川下までの多様な主体間を横串で情報共有・活用する実践的取組を新たに支援します。

施業集約化の効率化・省力化

・施業集約化に向けた各作業に共有化された様々な森林情報を活用

→ 情報収集や現地調査の軽減と効率化

経営の効率性・採算性の向上

・ICTを活用して生産現場の進捗状況や丸太のストック等を集計・分析

→ 低コストで効率的な林業経営を実現

需給マッチングの円滑化

・川上の供給情報と川下の需給情報をICTを活用してリアルタイムで共有

→ 需要に応じた木材生産が可能

・リモートセンシング技術等を活用して共有すべき森林情報（地形、蓄積、施業履歴、路網情報等）を整備し、関係者間で共有

森林情報の高度化・共有化

航空レーザ

UAV

森林クラウド

地図・路網情報

森林資源情報

【森林作業システム高度化対策】

▲架線集材機械

▲再造林機械

ICTの活用による架線集材作業の自動化、再造林作業の機械化による作業の効率化

+

林業機械の計測データの効果的な活用に向けた分析調査等

【スマート林業構築普及展開事業】

- 国有林の生産現場でICTの一体的活用による検証を行います。（経営の効率性・採算性向上／需給マッチングへの活用／森林作業システムの高度化）
- 情報オープン化を目指し、ICT等活用により、国有林の現在・将来の資源量を把握します。

【お問い合わせ先】 林野庁計画課（03-6744-2300）

【平成31年度予算概算要求額 591（605）百万円】

※ 1 ④は国有林による直轄事業

＜対策のポイント＞

木材需要の拡大を図るため、低層建築物を中心とした無垢構造材の利用拡大、中高層建築物を中心としたCLT等の新たな木質建築部材の利用促進・定着、顔の見える木材での快適空間づくり等を支援します。また、川上から川下までの流通の各段階における事業者の「お見合いの場」として、SCM（サプライチェーンマネジメント）推進フォーラムを設置し、効率的なサプライチェーンの構築に向けたマッチングを推進します。

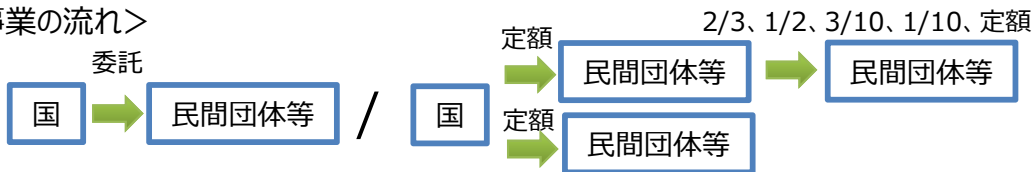
＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³ [平成28年] → 40百万m³ [平成37年まで]）

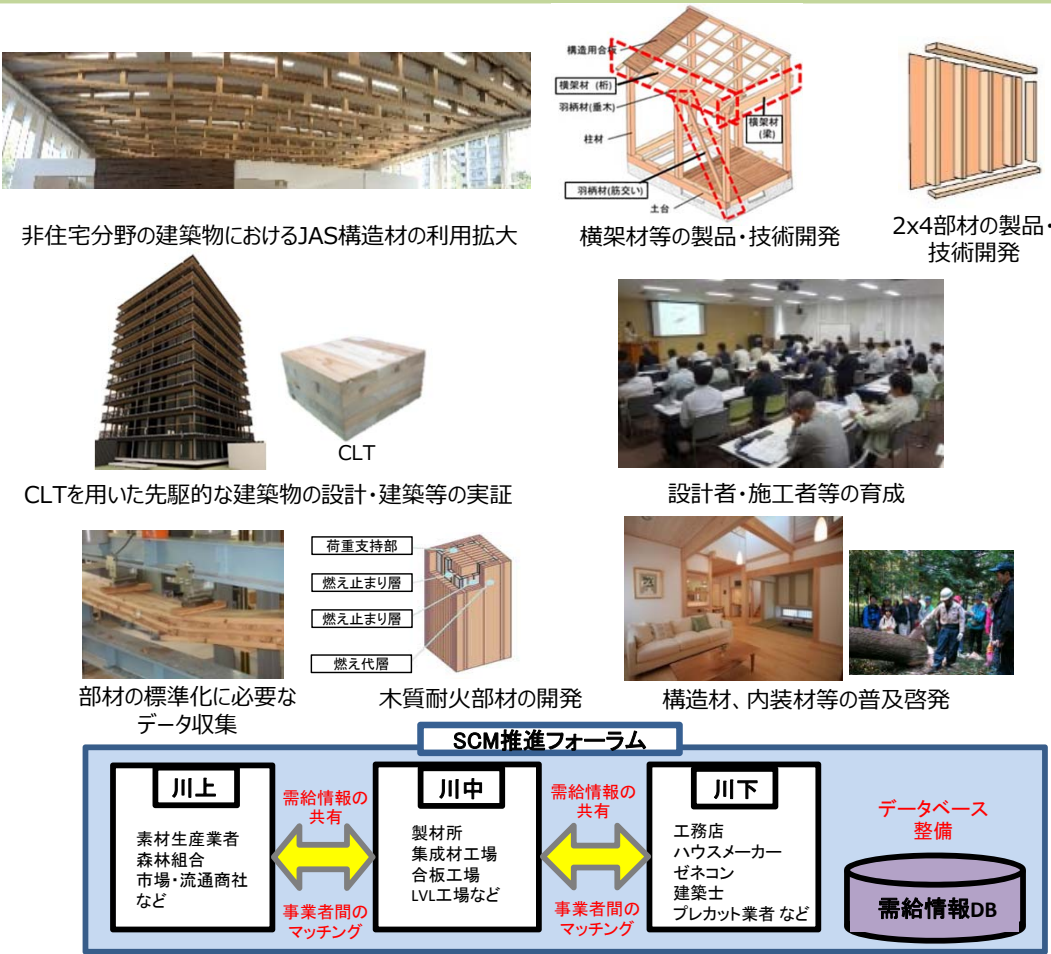
＜事業の内容＞

- 1. 低層建築物を中心とした無垢構造材等利用拡大事業
 - 非住宅分野の建築物におけるJAS構造材の利用拡大、横架材・2x4部材等の製品・技術開発を支援します。
- 2. 中高層建築物を中心としたCLT等新たな木質建築部材利用促進・定着事業
 - ① CLT等建築物の普及・拡大
CLTを用いた先駆的な建築物の設計・建築等の実証、中高層建築物等におけるCLT等の利用拡大、設計者・施工者等の育成、BIM（3次元の建築モデルをコンピュータ上で構築するシステム）を活用できる環境整備等を支援します。
 - ② 新たな製品・技術の開発
CLT等新たな建築部材の利用促進に向けた構造設計手法や部材の標準化に必要なデータ収集、CLT・木質耐火部材等の製品・技術開発等を支援します。
- 3. 顔の見える木材での快適空間づくり事業
 - A材丸太を原材料とする構造材、内装材、家具、建具等の普及啓発などにより川上から川下までの事業者の連携の促進に対して支援します。
- 4. 生産流通構造改革促進事業
 - SCM推進フォーラム（協議会）の設置・運営による川上から川下までのマッチングの取組や、需給情報共有のためのデータベース整備等を支援します。また、木材加工設備等導入の利子助成・リース、森林認証材の普及啓発等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



SCM推進フォーラムの設置・運営
【お問い合わせ先】 林野庁木材産業課（03-3502-8062）

56-5 林業成長産業化総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【平成31年度予算概算要求額 835（559）百万円】

＜対策のポイント＞
林業の成長産業化を実現するため、公共建築物等の木造化・木質化、木質バイオマスのエネルギー利用、民間セクターによる非住宅建築物等への木材利用などの様々な分野における木材需要の創出と高付加価値木材製品の輸出拡大の取組を支援します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加（27百万m³ [平成28年] → 40百万m³ [平成37年]）

＜事業の内容＞

1. 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業

○ 民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化を推進する取組を中央段階及び地域段階で支援します。

2. 「地域内エコシステム」構築事業

- ①木質バイオマスのエネルギー利用における「地域内エコシステム」の構築に向け、地域の体制づくりや技術開発、技術面での相談・サポート等を支援します。
- ②木材の新たなマテリアル利用促進に向けた技術開発等を支援します。

3. 高付加価値木材製品輸出促進事業

○ 木造住宅等の輸出を促進する取組や企業間の連携によるモデル的な輸出の取組、日本産木材製品のPR等の取組を支援します。

4. 「クリーンウッド」普及促進事業

○ クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録推進、幅広い関係者へのクリーンウッドの普及啓発の取組への支援をします。国内外の違法伐採関連情報を提供します。

5. 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業

○ 木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築、木造建築物のプロトタイプ作成・実証・普及、民間企業や国民に対する普及啓発活動の取組を支援します。

6. 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業

○ きのこと原木等生産資材の導入円滑化や、薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供を支援します。

＜事業の流れ＞

定額（定額、1/2）、委託



＜事業イメージ＞

1 民間部門主導の木造公共建築物等整備推進事業



施設の用途に応じた木造化・木質化の在り方や低コスト化方策の検討・普及



地域への専門家の派遣によるノウハウの提供、設計支援やその成果の検証・普及

2 「地域内エコシステム」構築事業



F/S調査や地域協議会の運営、技術開発、相談窓口の設置等



CNF等木材の新たなマテリアル利用の技術開発や用途開発、実証等

3 高付加価値木材製品輸出促進事業



- ・輸出向け製品の規格化の検討や施工マニュアルの作成、国内外での技術講習会の開催等
- ・企業が連携して日本産木材製品を輸出するモデル的な取組
- ・既存モデル住宅等を活用した日本産木材製品のPR活動や新たな輸出先国でのセミナー開催等

4 「クリーンウッド」普及促進事業



木材関連事業者の登録を促進するための、専門家派遣による働きかけやセミナー等の実施、協議会の普及啓発活動



「クリーンウッド・ナビ」での合法伐採木材関係情報の提供

5 民間セクターによる非住宅建築物等木材利用促進事業



- ・木材利用に取り組む民間企業ネットワークの構築
- ・新しい技術・構法等の汎用化・低コスト化を図るための木造建築物のプロトタイプ作成及びその実証・普及
- ・民間企業や国民に対する木材利用の理解促進等に向けた普及啓発活動

6 特用林産物を活用した成長産業化支援対策事業



きのこと原木の需給情報の収集・分析・提供及び薪や漆などの特用林産物の需給状況・生産・販売等に係る情報提供



きのこと原木等の生産資材導入費（震災前価格との差額の1/2）

【お問い合わせ先】（1～5の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（6の事業）林野庁経営課（03-3502-8059）

＜対策のポイント＞

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

＜政策目標＞

国産材の供給・利用量の増加（27百万m³〔平成28年〕→ 40百万m³〔平成37年〕）

＜事業の内容＞

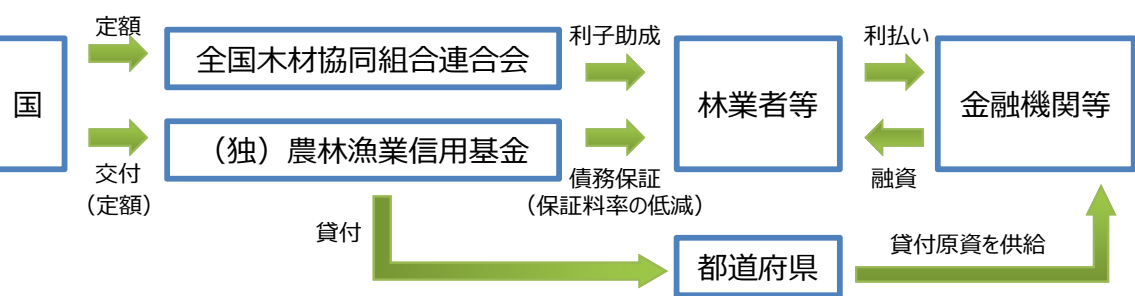
1. 林業施設整備等利子助成事業

- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が(株)日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合に、最大2%・最長10年間の利子助成を行います。

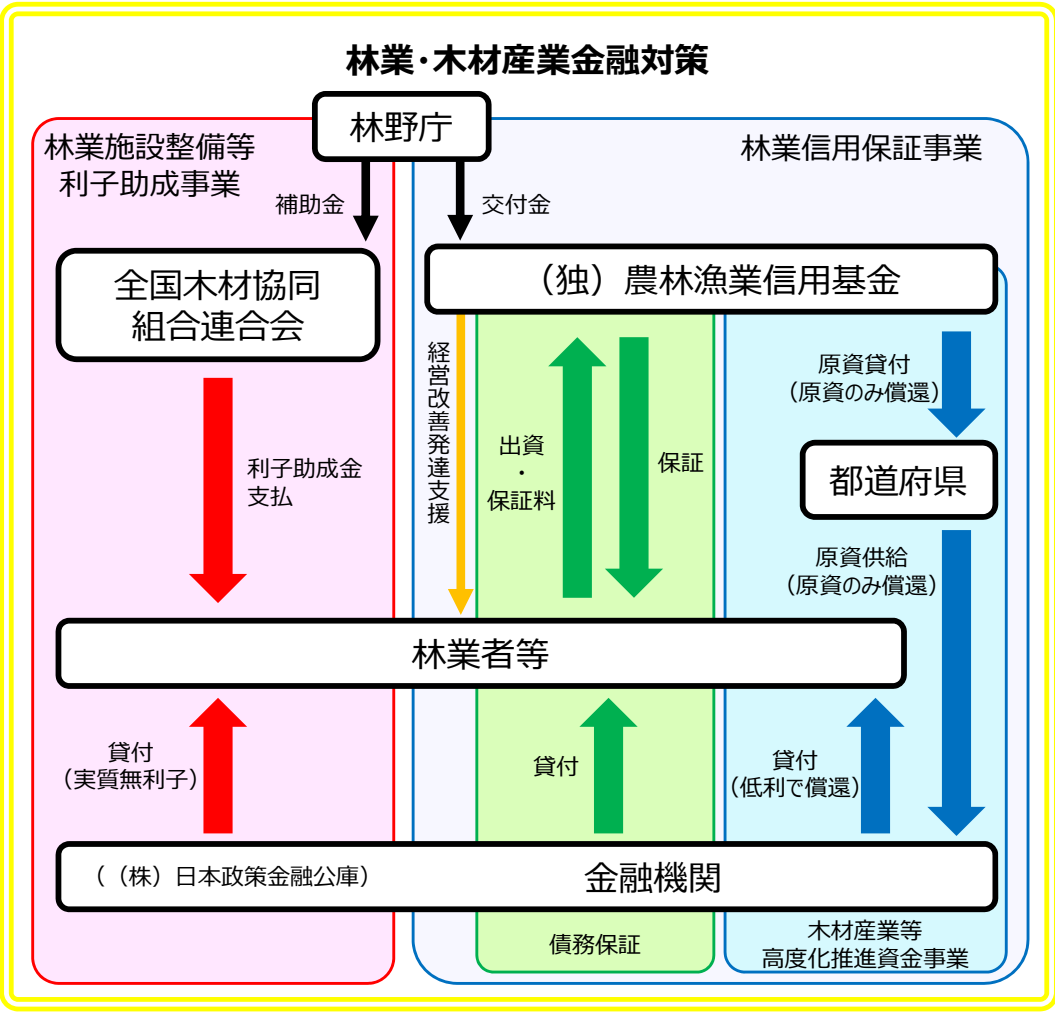
2. 林業信用保証事業

- (独)農林漁業信用基金が、以下の取組を実施するために必要な経費を支援し、林業者等に対する融資の円滑化等を図ります。
 - ① 債務保証による代位弁済費の一部支援により、保証料率を低減します。
 - ② 重大な災害からの復旧に債務保証を利用する場合、保証料を実質免除します。
 - ③ 経営合理化等に必要な運転資金を低利で融通するための支援を実施します。
 - ④ 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等を行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、新たな森林管理システムが導入される地域を中心に、**間伐や路網整備、再造林等を推進**するとともに、国土保全や地球温暖化防止等に貢献します。

<政策目標>

森林吸収量2.7%以上（平成17年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ha）

<事業の内容>

1. 間伐や路網整備、再造林等

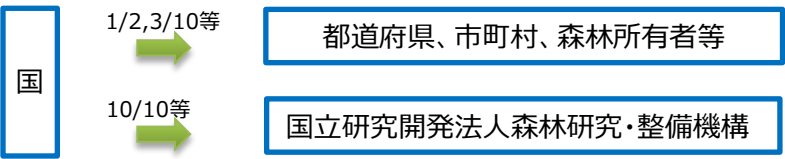
森林環境保全直接支援事業	36,361(23,194)百万円
森林資源循環利用林道整備事業	4,275(1,833)百万円
林業専用道整備事業	1,182(1,000)百万円

- ① 森林資源が充実した区域等において、**路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備**します。また、**効率的な森林整備のための航空レーザ計測**等を実施します。
- ② **再造林や間伐等の森林整備**を推進することで、健全な森林を育成します。

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林等の整備

特定森林再生事業（環境林整備事業を再編）	3,400(2,850)百万円
水源林造成事業	27,464(24,845)百万円

<事業の流れ>

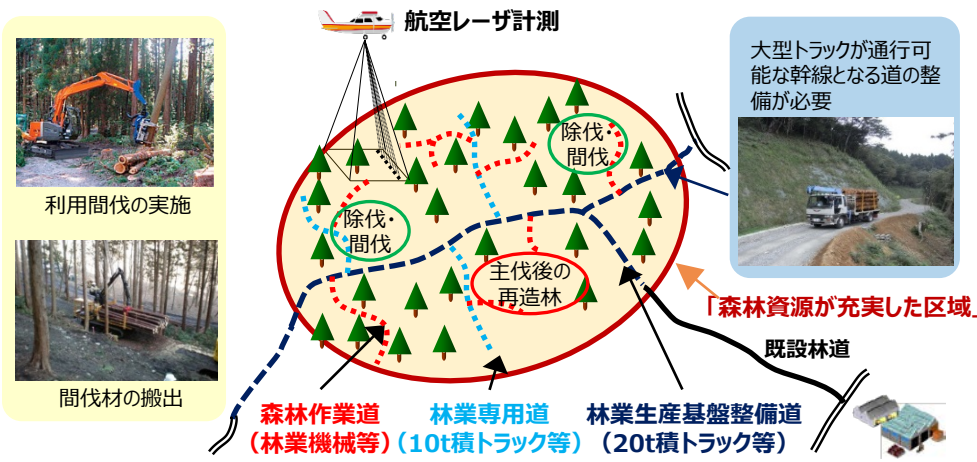


※このほか国有林による直轄事業を実施

<事業イメージ>

新たな森林管理システムを支える条件整備
(森林の経営管理を集積・集約化する地域を中心として重点的に支援)

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
- 利用間伐等の促進
- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
- ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立



※ このほか、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

<対策のポイント>

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の青年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって市町村への指導・助言を行える技術者を養成し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

<政策目標>

○新規就業者の確保（1,200人〔平成31年度〕）

○林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少〔平成34年まで〕）

○林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少〔平成34年まで〕）

○新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（1,000人〔平成35年度まで〕）

<事業の内容>

1. 森林・林業新規就業支援対策 5,318（4,810）百万円

①「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,869（4,500）百万円

就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修と〇J Tを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要な経費を支援します。

② 緑の青年就業準備給付金事業 400（272）百万円

林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。

③ 多様な担い手育成事業 49（38）百万円

高校生等に対する就業体験、就業ガイドラインの整備等による女性の活躍推進、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。

2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策 30（一）百万円

○ 新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。

また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

<事業の流れ>

国

定額

民間団体等

定額

林業事業体

（1①の事業）

定額

都道府県等

定額

給付対象者

（1②の事業）

委託、定額

民間団体等

（1③、2の事業）

定額

都道府県等

（2の事業）

<事業イメージ>

1. 新規就業者の確保・育成

就業前

就業後

高校生等の就業体験

林業大学校等で学ぶ青年への給付金の支給
（最大150万円／年・人を最長2年間支給）

※1 給付金については、林野庁が示すカリキュラムの導入を要件化。

※2 また、インターンシップ研修を実施する場合、経営管理実施権の設定を受けている林業事業体において優先的に実施。

就業ガイダンスの開催

トライアル雇用
（最大3ヶ月の短期研修）

フォレストワーカー研修
（9万円／月・人等を最長8ヶ月助成）

※1 フォレストワーカー研修（1年目）については、①研修生の定着率を反映した助成方法、②新たな森林管理システムへの対応状況、月給制の導入及び労働安全の取組に応じた優先配分等を導入。

※2 労働安全対策の強化等の観点から、研修のカリキュラムを見直し。

2. 新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成

市町村を指導できる技術者を養成する研修の実施

新たな森林管理システムの運営を支援する人材の育成

都道府県等が行う実践型研修（OJT）への支援

【お問い合わせ先】

（1①②の事業） 林野庁経営課

（03-3502-8048）

（1③、2の事業） 林野庁研究指導課

（03-3502-5721）

59 森林・山村多面的機能発揮対策

【平成31年度予算概算要求額 1,501（1,501）百万円】

＜対策のポイント＞

森林の多面的機能の発揮を図るとともに山村地域のコミュニティを維持・活性化させるため、**地域住民等による森林の保全管理活動等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割〔平成33年度まで〕）
- 自主的に横展開を図る取組を行うなど地域コミュニティの維持・活性化につながる活動を行った活動組織の割合を毎年度増加

＜事業の内容＞

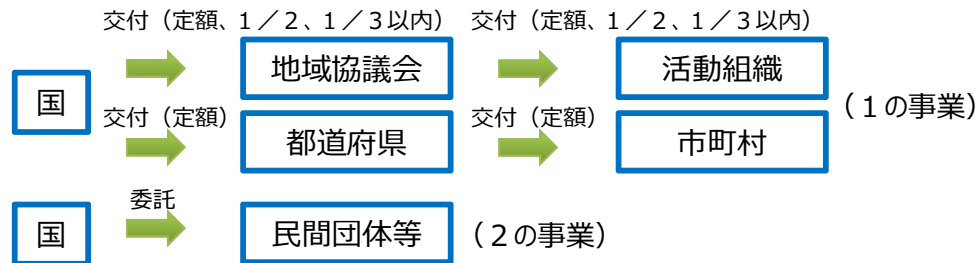
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 1,483（1,483）百万円

- 地域住民、森林所有者等地域の実情に応じた3名以上で構成する**活動組織**が実施する**里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援**します。
- **地方公共団体の支援のある活動**や地域コミュニティの活性化を図るため**中山間地域における農地等の維持保全にも資する取組を行う場合は、優先的に支援**します。
- 活動組織の自立的な活動への移行を促すため、**4年目以降も継続して行う活動への支援単価を創設**するとともに、**活動組織自らの施業技術講習等に対する支援を強化**します。

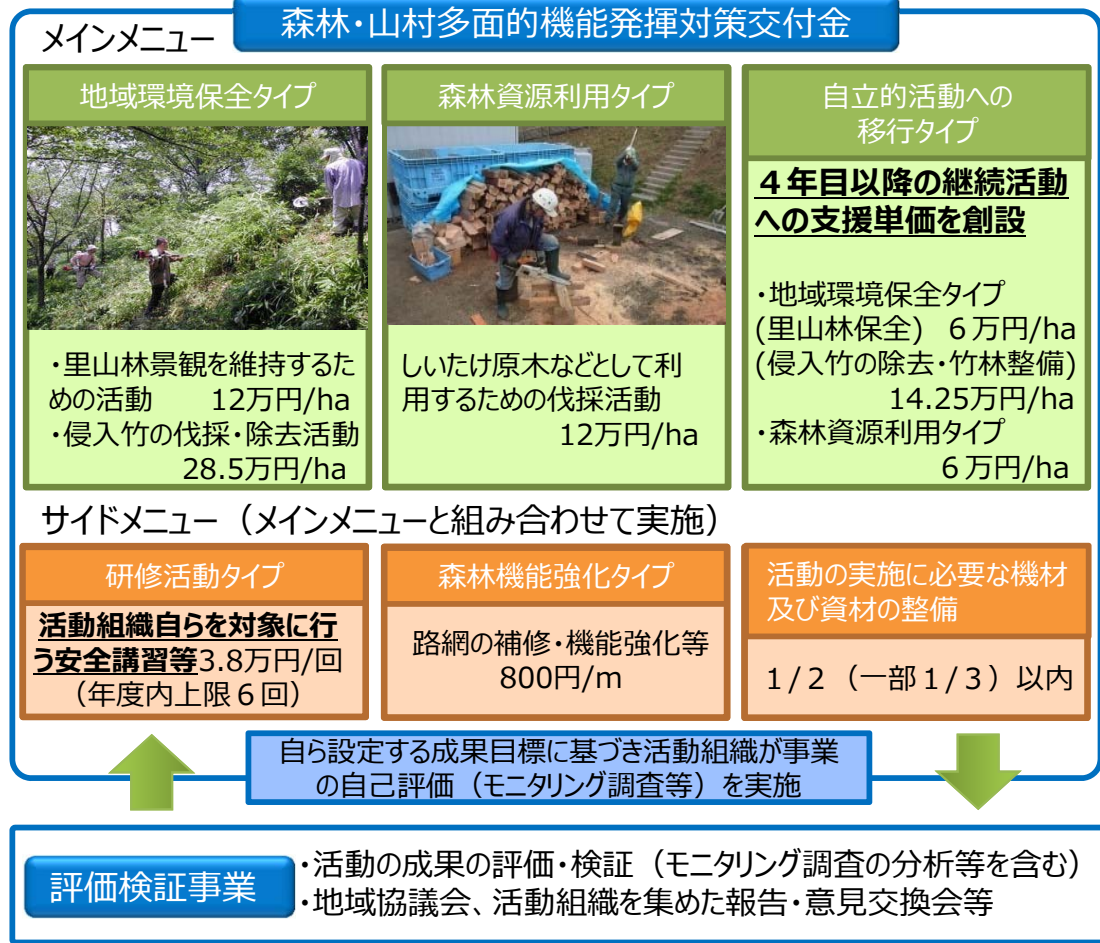
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 18（18）百万円

- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による**活動の成果を評価・検証**します。
- 地域協議会、活動組織を集めた**活動内容の報告・意見交換会等を開催**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

<対策のポイント>

豪雨災害等、激甚化する災害に対する山地防災力強化のため、**荒廃山地の復旧・予防対策、総合的な流木対策の強化等の治山対策を推進**します。

<政策目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加

<事業の内容>

1. 荒廃山地の復旧・予防対策の推進

豪雨災害等、激甚化する災害による荒廃山地の復旧・予防対策を実施します。

2. 多様化する山地災害に対する治山対策の強化

- ① **流域を一体とした復旧・予防対策**や **流木捕捉式治山ダム**に堆積した流木の除去などの対策を総合的に実施します。
- ② **施設の改良と併せた場合に、火山灰土の排土等の緊急対策**を実施します。
- ③ 災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に、**周辺被災箇所も含めた地すべり対策工事**を集中的に実施します。

流木防止総合対策事業	1,500(-)百万円
緊急総合地すべり防止事業	250(-)百万円
防災林造成事業	3,123(2,909)百万円

3. 崩壊地・地すべり等の集中的な復旧整備

大規模な崩壊地や地すべり等の復旧のため、民有林直轄治山事業に新規着手するなど、集中的な復旧整備を実施します。

民有林直轄事業	13,825(11,086)百万円
---------	-------------------

<事業の流れ>



※国有林や、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等については、国による直轄事業を実施

<事業イメージ>

○ 流域を一体とした流木対策

発生区域から堆積区域までを一体とした対策

航空レーザ計測の活用等による調査

発生 復旧治山
流下 予防治山
堆積 復旧治山

保安林整備

複数の溪流をまとめて広範囲を一体的に、効果的な対策を実施

流木の除去、林外への搬出・処理

流木捕捉機能の効果検証等の実証事業

○ 火山噴火・山火事対策の強化

異常堆積した火山灰土の排土

土石流センサーの設置

大規模な森林焼失
森林造成
治山ダム等のハード対策
森林造成と一体的にハード対策を実施

○ 地すべり対策の強化

災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に対策を実施する事業

災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に
緊急的に実施

+

災害関連緊急地すべり防止事業と一体的に
集中的に実施

水位・ひずみ計による調査